

令和6年度立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する 指導検査実施方針及び実施計画

1 基本方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び関係法令等（以下「法令等」という。）に照らして、適切な運営を実施しているかを個別的に明らかにする。また、虐待等を含む不適切な保育への対応が注目されていることを受け、指導検査に加え各特定教育・保育施設等の保育の状況を確認する「巡回保育」とあわせて、保育の質の確保を図ることに主眼を置き指導を実施する。
重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別監査を実施する。

2 実地指導の重点項目

（1）運営関係

- ア 認可基準上の職員配置員数及び、施設型給付費等の支給に係る基準に定める職員の員数を満たしているか。また、職員の資格をみたしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- エ 在籍児童に見合う基準面積が保育所設置認可等事務取扱要綱を基に確保されているか。
- オ 避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- カ 利用者の人権擁護、虐待防止のための取組を適切に行っているか。

（2）保育内容関係

- ア 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
- イ 保育所保育指針に基づき、全体的な計画及び指導計画等が適正に作成されているか。
- ウ アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- エ 乳幼児突然死症候群の予防対策及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- オ 事故防止及び事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- カ 食中毒・感染症予防対策が保育所における感染症対策ガイドラインを基に徹底されているか。

（3）会計経理関係

- ア 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- イ 計算書類・帳簿等が適正に作成されているか。
- ウ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- エ 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制を確保しているか。
- オ 契約の締結は、透明性が確保され、適正に行われているか。
- カ 各補助金の受給要件を満たし、定められた対象経費に充てているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切な保育が行われているか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設等の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実地指導の方法等

(1) 指導対象

認可保育所

幼保連携型認定こども園

小規模保育事業者

家庭的保育事業者

一時保育事業者

(2) 方法

指導計画に基づき日程を定め、施設等に赴き実施する。ただし、施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等によりそのおそれがあると認めるときは、指導計画によらず適宜実施する。

(3) 指導対象の選定方針

指導計画の作成にあたっては、以下の基準により施設を選定する。

(ア) 特定教育・保育施設

- A 過去の一般指導検査及び特別指導検査（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設
- B 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- C 新規に開設された施設
- D 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設
- E その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(イ) 特定地域型保育事業

児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき、全ての施設に対して実施する。

(4) 班編成

一般指導検査は、原則として立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第2の2に定める3級から5級までの職（以下「係長級以上の職」という。）にある者を班長とする職員2人以上で指導検査班を編成して行うものとする。

(5) 感染症対策

感染症の状況によっては、実地指導の中止も含め、事前に指導計画により定めた指導対象や日程を変更することもありうる。

また、上記（4）によらず班編成を2名とする、書類の確認は事前提出により行い、訪問時間を短縮するなどの対応を行って実施することもありうる。

5 特別指導検査の方法等

(1) 方法

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施要綱第9条4に照らし、監査の実施が必要と認められる場合、適宜日程を定め、原則として施設等に赴き実施する。

(2) 班編成

特別指導検査は、原則として給与条例別表第2の2に定める4級及び5級の職（以下「課長级以上の職」という。）にある者を班長とする職員3人以上で指導検査班を編成して行うこととし、課長级以上の職にある者を除く職員のうち1人以上は、係長级以上の職にある者とする。

6 令和6年度実地指導実施計画（予定）

		令和6年度			令和5年度		
		対象数	計画数	対象数	計画数	実施数	
特定教育・保育施設							
	保育園	39	9	39	9	8	
	幼保連携型認定 こども園	1	0	1	0	1	
特定地域型保育事業者							
	家庭的保育事業	5	2	5	2	2	
	小規模保育事業	5	1	5	1	1	